平成２１年（フ）第１４００号
北九州市小倉南区北方２丁目６番25―401号
債務者　井上久美子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２９３号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁330番地１
債務者　八戸みどり
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２９４号
佐賀県藤津郡太良町大字多良4351番地
債務者　葉山　智美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３２３号
佐賀県伊万里市山代町久原2878番地
債務者　山口　和豊
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３３１号
佐賀県鹿島市大字納富分2471番地２　ローレルハイツ105号
債務者　松本久美子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３３７号
佐賀県武雄市北方町大字大渡3670番地２
債務者　森　　幸一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３３８号
佐賀県伊万里市東山代町里1021番地２
債務者　渡辺　晃文
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第４８号
長崎県五島市上大津町793番地２
債務者　貞方ますみ
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第５８４号
宮崎市下北方町台木720番地１　武田アパート502号
債務者　尾﨑　昭子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２４号
宮崎市恒久３丁目19番地８
債務者　川那部泰生
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４１号
新潟県中魚沼郡津南町大字外丸丙1722番地
債務者　江村きよみ
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
新潟県中魚沼郡津南町大字外丸丙1722番地
債務者　江村ヒサノ
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
新潟県長岡市与板町与板乙5289番地
債務者　柳橋　伸一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
新潟県長岡市今朝白２丁目２番23号
債務者　田辺　逸夫
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２６７号
福岡県遠賀郡芦屋町浜口町６番Ａ―11号
債務者　樋口　伸二
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３１３号
福岡県中間市桜台１丁目８番２号
債務者　坂本　千香
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３５５号
北九州市八幡西区上上津役３丁目８番３号102号
債務者　前田　満男
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３７０号
北九州市若松区大字頓田268番地
債務者　大庭　正義
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部